

# 熊本県の公立学校における働き方改革推進プランの検証（令和3年度（2021年度）対象）

令和4年（2022年）8月2日

学校人事課

## I 「熊本県の公立学校における働き方改革推進プラン」の概要

### 1 目的

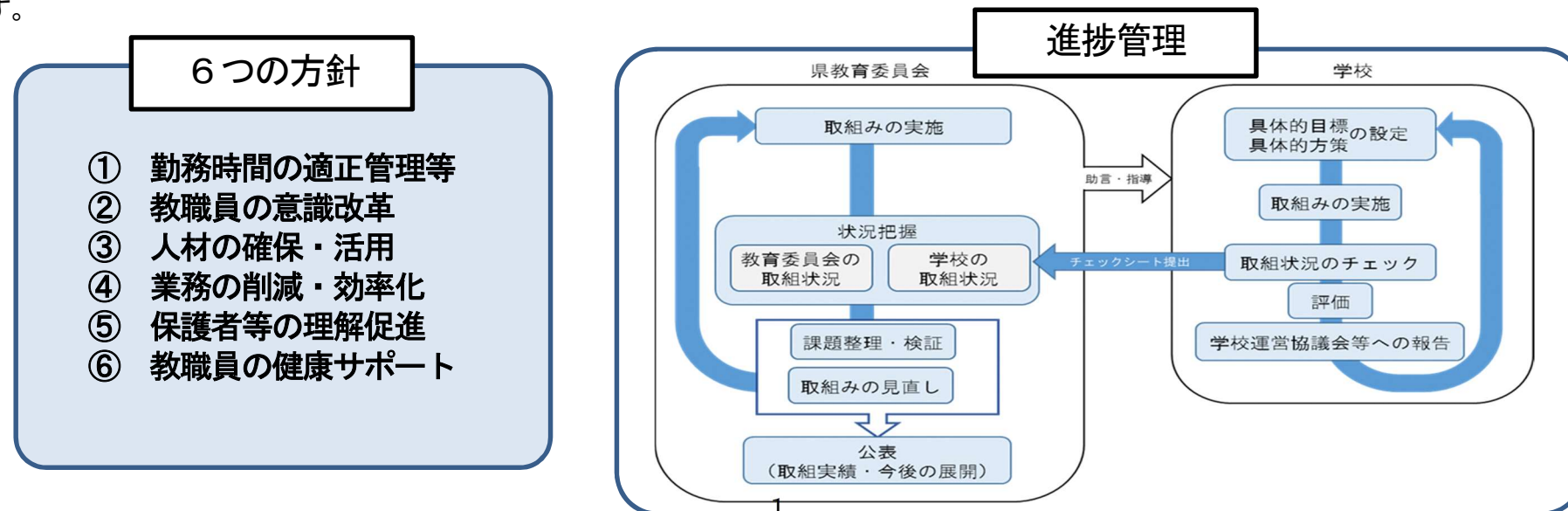
熊本県教育委員会では、県教育委員会、市町村教育委員会、学校、教職員と、保護者、地域が一体となって学校の働き方改革に取り組み、「教職員が心身ともに健康でワーク・ライフ・バランスを実現しながら、子供たちと向き合う時間を確保し、やりがいを持って効果的な教育活動を持続的に行うことができる環境の実現」を目的として、令和2年8月に、「熊本県の公立学校における働き方改革推進プラン（以下、「プラン」という。）を策定しました。プランの期間は、令和2年度（2020年度）から令和5年度（2023年度）までの4年間です。

### 2 方針及び進捗管理

目的を達成するため、6つの方針を定め、教職員の労働時間の削減を図り、教職員が本来の業務に一層専念できる環境を整えます。

学校は、学校評価の評価項目にそれぞれの現状に合わせた具体的目標と具体的方策を設定し、全職員の共通理解を図り、アイデアを引き出しながら取組を進めます。取組後はチェックシートによるセルフチェックを行い、チェックシートを教育委員会に提出します。また、評価を実施し、その結果を第三者である学校運営協議会、PTA総会等に報告します。

県教育委員会は、6つの方針に沿って取組を実施します。教育委員会と学校の取組の実績及び課題を整理・検証し、今後の展開と併せて公表します。



## II 県立学校における評価指標の達成状況

働き方改革推進プランで設定している全13の指標のうち、令和3年度の実績で改善した指標は、9指標となりました。

個別の項目では、月の時間外在校等時間が45時間以内の教職員の割合が増加し改善しました。また、全ての県立学校で4日以上为学校閉庁日が設定されるなど、教職員の意識改革に係る取組も着実に推進されています。

一方、ストレスチェックにおける健康リスク（総合）値については、数値が改善しませんでした。

引き続き、ストレスチェックの結果について衛生委員会で活用を徹底するなど、教職員の健康管理につなげていきます。

### 【 評価指標の達成状況 】

方針	項目	プラン策定時 (R2.8)	県立学校の 指標	R3年度実績	策定時比
(1)勤務時間の 適正管理等	月の時間外在校等時間が45時間以内の教職員の割合	63.6% (R1年度) R2年度71.9%	100%に向け 前年度より 増加	74.8% (R3年度)	→ <sup>(※1)</sup>
	年の時間外在校等時間が360時間以内の教職員の割合	45.6% (R1年度) R2年度50.8%	100%に向け 前年度より 増加	50.6% (R3年度)	→ <sup>(※1)</sup>
(2)教職員の 意識改革	教職員1人当たり年次有給休暇の平均取得日数	11.6日 (H30年)	15.0日/年	11.6日 (R2年)	→
	学校閉庁日を4日以上に設定している学校の割合	26.9% (4日以上：R2 年3月)	100%	100.0% (R4年3月)	→
	ノー残業デーを設定した学校の割合	67.9% (H31年3月)	100%	75.9% (R4年3月)	→
	学校評価の評価項目に業務改善や働き方に関する項目を設定した学校の割合	80.2% (H31年3月)	100%	100.0% (R4年3月)	→
(3)人材の確保 ・活用	ボランティアなどを活用した学校の割合	44.4% (H31年3月)	100%	50.8% (R4年3月)	→
(4)業務の削減 ・効率化	教務支援システム（児童生徒の出欠・成績管理等）の活用をしている学校の割合	80.2% (H31年3月)	100%	80.2% (R4年3月)	→
	留守番電話やメールなどによる時間外対応を行っている学校の割合	84.0% (H31年3月)	100%	91.6% (R4年3月)	→
	部活動指針・部活動方針に沿った活動時間や休養日を確保している学校の割合	70.4% (H31年3月)	100%	90.2% (R4年3月)	→
(5)保護者等 の理解促進	保護者へ学校情報の積極的な提供を行っている学校の割合	84.0% (H31年3月)	100%	91.6% (R4年3月)	→
	学校運営協議会やPTA総会等における働き方改革取組状況の報告を行っている学校の割合	92.7% (R3年3月)	100%	100.0% (R4年3月)	→
(6)教職員の 健康サポート	ストレスチェックにおける健康リスク（総合）値 <sup>※2</sup>	101.2 (R1年5月) R2年度95.0	前年より 減少	98.1 (R3年7月)	→ <sup>(※1)</sup>

策定時比	→	→	→	—
策定時比較	改善	横ばい	悪化	中止等

・右表(※1)の項目は、前年度数値との比較により評価している。

※1設定した指標に合わせ、前年度の数値と比較した項目 ※2心理的ストレス反応や検査の異常値、病気の発生などの健康問題の危険度

### Ⅲ 本県の公立学校における時間外在校等時間の状況等

#### 1 県立学校の時間外在校等時間の状況

##### (1) 時間外在校等時間の推移

県立学校全体では、月45時間超であった教職員の割合は25.2%と、前年度と比較して2.9ポイント、さらに月80時間超も5.0%と1.1ポイント減少し、月の平均では、長時間勤務となる職員の割合は改善されました。

一方、年間360時間以内であった教職員の割合は50.6%と、前年度から0.2ポイント減少し、改善されませんでした。

令和2年度については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う臨時休校措置が取られていたことにより、4月から5月にかけて、時間外在校等時間が大幅に減少しました。

令和3年度は各学校において感染対策をしながら教育活動を行っており、令和2年度に比べ数値が改善しなかった項目もありますが、時間外在校等時間が年360時間であった教職員全体の割合は、プラン策定時の数値（令和元年度の実績）と比べると、5.0ポイント増加し、改善しています。

#### 【 県立学校の時間外在校等時間 】

【全体】県立学校

	月45時間以内		月45時間超		年360時間以内
	(増減)		(増減)	うち月80時間超 (増減)	
令和元年度	63.6%	-	36.4%	-	45.6%
令和2年度	71.9%	(8.3)	28.1%	(▲8.3)	50.8%
令和3年度	74.8%	(2.9)	25.2%	(▲2.9)	50.6%

単位：％、PT

+5.0

①県立高校（中学校含む）

	月45時間以内		月45時間超		年360時間以内
	(増減)		(増減)	うち月80時間超 (増減)	
令和元年度	56.7%	-	43.2%	-	34.6%
令和2年度	65.5%	(8.8)	34.4%	(▲8.8)	41.8%
令和3年度	69.2%	(3.7)	30.8%	(▲3.6)	43.2%

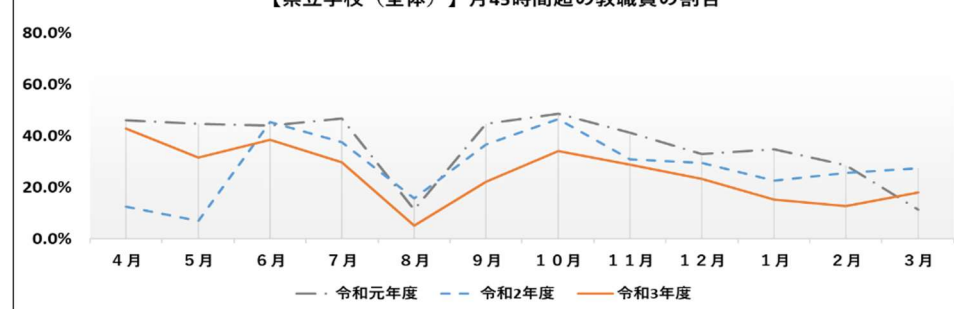
単位：％、PT

②県立特別支援学校

	月45時間以内		月45時間超		年360時間以内
	(増減)		(増減)	うち月80時間超 (増減)	
令和元年度	81.4%	-	18.6%	-	72.0%
令和2年度	86.9%	(5.5)	13.1%	(▲5.5)	71.6%
令和3年度	87.8%	(0.9)	12.2%	(▲0.9)	67.8%

単位：％、PT

【県立学校（全体）】月45時間超の教職員の割合



※ 上記の割合は時間外在校等時間の毎月の合計を、延べ人数で除して算出。休憩、自己研鑽等の公務外の時間を除くが、課外、模試、検定等の時間は含む。

## (2) 時間外在校等時間の内訳

令和3年度の県立学校の時間外在校等時間において、平均時間数が長かった業務（校種ごと）は、次のとおりです。

- ・ 県立高校・・・校務分掌等、部活動指導
- ・ 県立特別支援学校・・・学年・担任業務等
- ・ 県立中学校・・・学年・担任業務等、部活動指導
- ・ 県立定時制高校・・・校務分掌等

また、県立中学校、県立高校、県立特別支援学校、県立定時制高校の順に時間外在校等時間の1月の平均時間が長くなっています。

## 【 時間外在校等時間における業務ごとの平均時間数 】

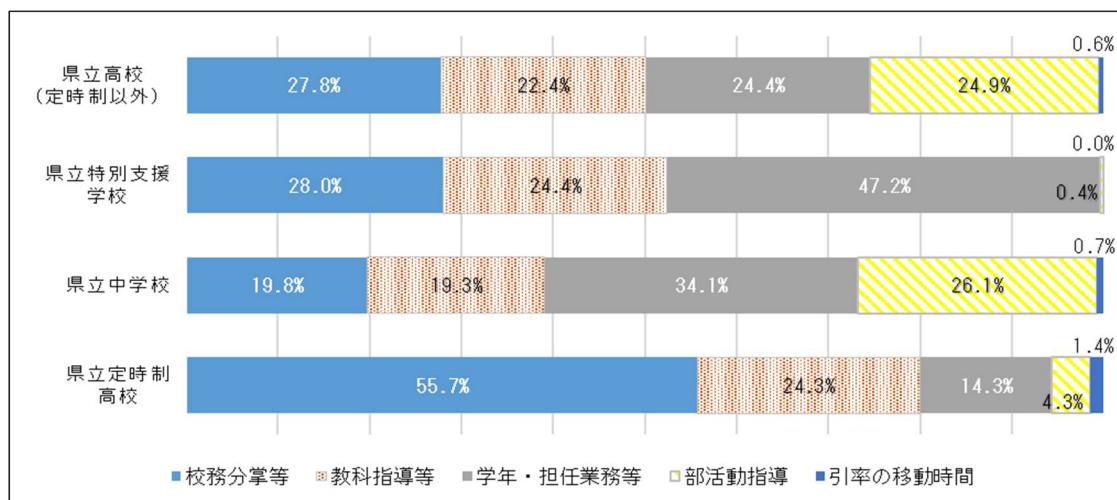
校種	年度	一人当たり時間外在校等時間(月平均)						課外・模試・検定等
		合計	校務分掌等	教科指導等	学年・担任業務等	部活動指導	引率の移動時間	
県立高校 (定時制以外)	令和2年度	39.1	10.7	9.4	8.9	10.0	0.1	2.7
	令和3年度	35.3	9.8	7.9	8.6	8.8	0.2	3.9
県立特別支援学校	令和2年度	22.7	5.6	5.8	11.2	0.1	0.0	0.0
	令和3年度	24.6	6.9	6	11.6	0.1	0.0	1.1
県立中学校	令和2年度	39.1	7.9	8	11.9	11.3	0.0	0.5
	令和3年度	41.4	8.2	8.0	14.1	10.8	0.3	0.7
県立定時制高校	令和2年度	6.0	3.8	1.2	0.8	0.2	0.0	0.1
	令和3年度	7.0	3.9	1.7	1.0	0.3	0.1	1.3

単位 h

## 【 時間外在校等時間における各業務が占める割合 】

県立高校及び県立中学校については、時間外在校等時間のうち、部活動に費やす時間の割合が1/4程度を占めています。

県立特別支援学校及び県立定時制高校については、高校及び中学校に比べると、学校における部活動の数が少ないため、内訳としては、その他の項目に費やす時間の割合が多くなっています。



※ 対象職員は、主幹教諭、指導教諭、教諭、講師、養護教諭などの常勤の教員をいい、校長、副校長、教頭、事務長、事務職員を除く



## 2 市町村立学校の時間外在校等時間の状況

### (1) 時間外在校等時間の推移

市町村立学校については、市町村教育委員会が教育職員の服務監督権者として各地域の実情を踏まえながら、時間外在校等時間上限等に関する規則や計画策定等、各種取組を推進しています。

市町村立学校（熊本市を除く）全体では、月45時間超の教職員の割合は32.4%となり、前年度と比較して1.1ポイント増加し、改善されませんでした。

一方、月80時間超であった教職員の割合は3.9%となり、前年度と比較して0.4ポイント減少し、改善しています。

市町村立学校においても、令和2年度については、県立学校同様に臨時休校措置が取られていた4月及び5月は、時間外在校等時間が大幅に減少しました。

令和3年度の月45時間超であった教職員全体の割合は、令和2年度に比べると数値が改善しませんでした。プラン策定時の数値（令和元年度の実績）と比べると、7.3ポイント減少し、改善しています。

### 【市町村立学校の時間外在校等時間】

【全体】市町村立学校

単位：％、PT

	月45時間以内		月45時間超	
	(増減)		(増減)	うち月80時間超 (増減)
令和元年度	60.3%	-	39.7%	6.9%
令和2年度	68.7%	(8.4)	31.3%	4.3%
令和3年度	67.6%	(▲1.1)	32.4%	3.9%

①市町村立小学校

単位：％、PT

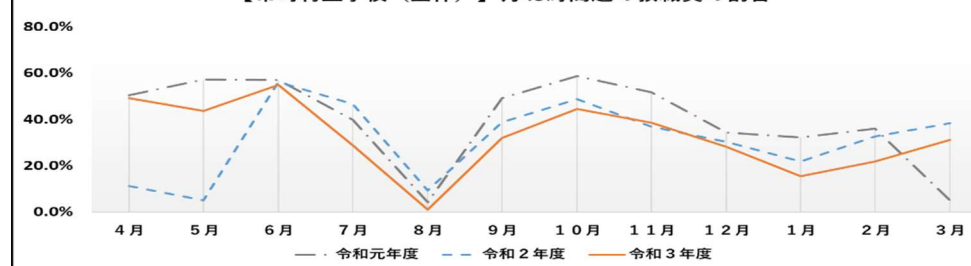
	月45時間以内		月45時間超	
	(増減)		(増減)	うち月80時間超 (増減)
令和元年度	64.9%	-	35.1%	3.3%
令和2年度	73.2%	(8.3)	26.8%	2.2%
令和3年度	71.9%	(▲1.3)	28.1%	1.6%

②市町村立中学校

単位：％、PT

	月45時間以内		月45時間超	
	(増減)		(増減)	うち月80時間超 (増減)
令和元年度	51.7%	-	48.3%	13.8%
令和2年度	60.1%	(8.4)	39.9%	8.3%
令和3年度	59.4%	(▲0.7)	40.6%	8.0%

【市町村立学校（全体）】月45時間超の教職員の割合



※上記の割合は時間外在校等時間の毎月の合計を、延べ人数で除して算出。休憩、自己研鑽等の校務外の時間を除くが、課外、模試、検定等の時間は含む  
 ※令和2年度の数値は令和2年度検証時から一部修正している

## (2) 時間外在校等時間の内訳

令和3年度の時間外在校等時間が月80時間超の教職員に係る時間外在校等時間において、割合が高い業務（校種ごと）は、次のとおりです。

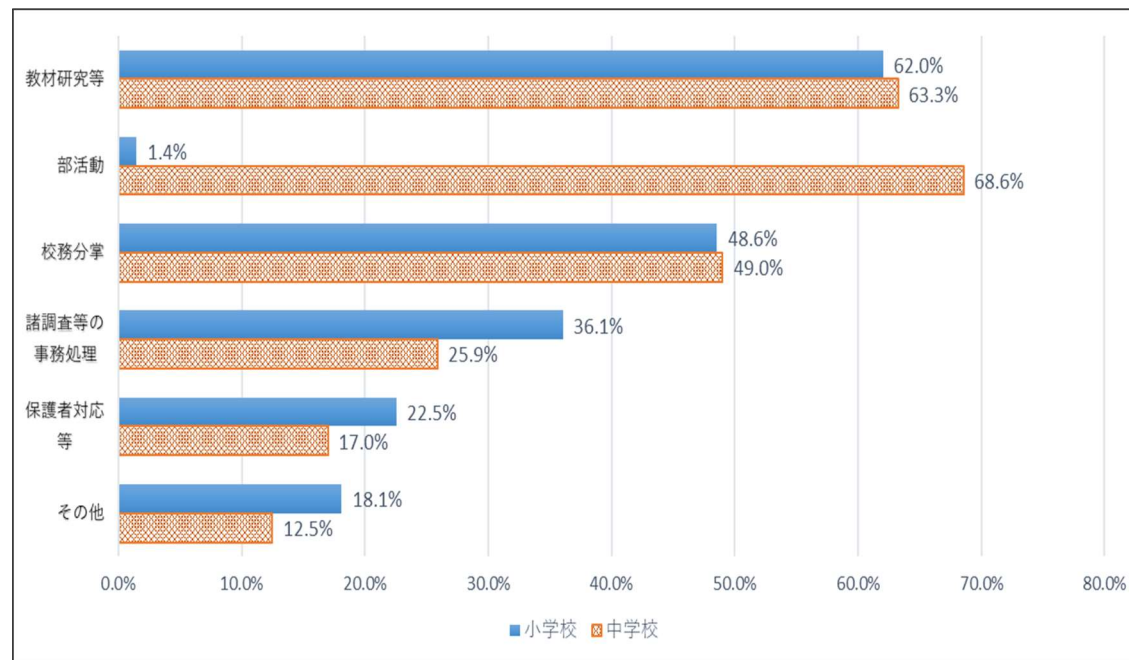
- ・小学校・・・教材研究等、校務分掌
- ・中学校・・・部活動、教材研究等

小学校においては部活動の地域移行が進んでいるため、部活動に係る時間外在校等時間の割合が少なくなっています。

【 時間外在校等時間が月80時間超の教職員の主な業務（複数回答） 】

単位 %

校種	年度	教材研究等	部活動	校務分掌	諸調査等の事務処理	保護者対応等	その他
小学校	令和2年度	62.7	1.5	49.1	36.4	22.8	18.3
	令和3年度	62.0	1.4	48.6	36.1	22.5	18.1
中学校	令和2年度	64.1	69.4	50.0	28.2	17.2	12.6
	令和3年度	63.3	68.6	49.0	25.9	17	12.5



\*対象職員は、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、講師、養護教諭、事務長、事務職員などすべての常勤の職員

## IV 令和3年度の取組状況等

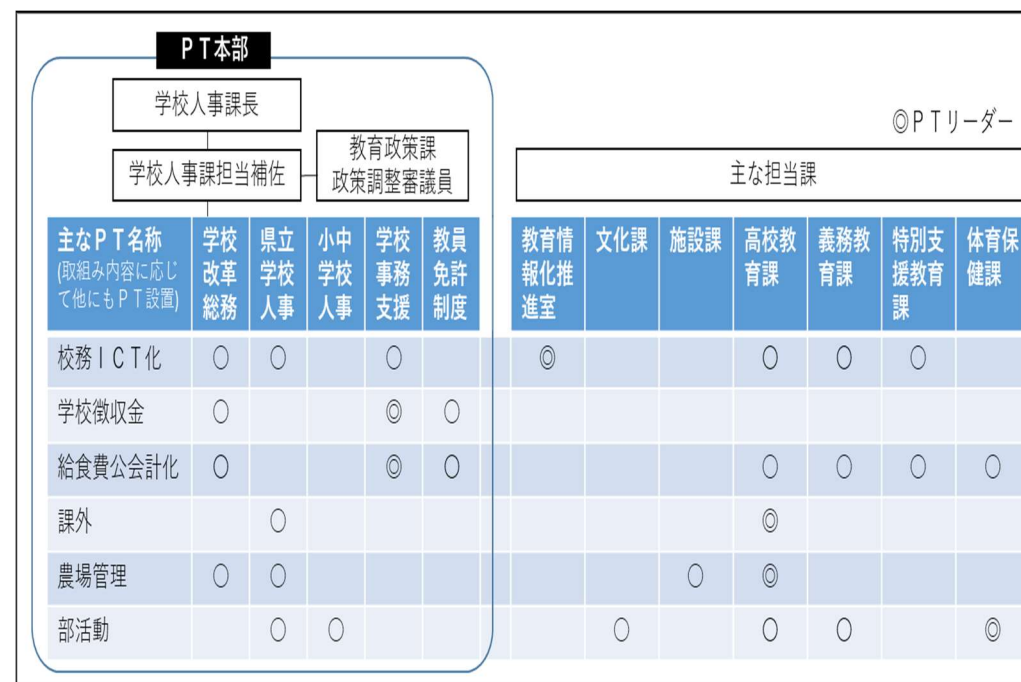
### 1 働き方改革推進プロジェクトチームの新たな設置

県教育委員会では、プランの中で、学校への影響が特に大きく、庁内各課が連携して取組を進める必要がある6つの項目（重点取組6項目）について、「働き方改革推進プロジェクトチーム（以下、「PT」という。）」を令和3年度に新たに設置し、庁内横断的・重点的に取り組みました。

#### 【 6つのPTにおける主な取組項目 】

PT名	主な取組項目
校務ICT化	○学校・保護者間のDXの推進 ○校務支援システムの見直し ○文書事務の簡素化・効率化
学校徴収金	○学校徴収金事務の効率化 (学校徴収金システムの導入、業務移行に伴う環境整備等)
給食費公会計化	○給食費公会計化の実現 ○市町村立学校における給食費公会計化の推進
課外	○早期課外に頼らない個別最適な学びの実現 (早期課外の在り方の見直し、一人一台端末の活用)
農場管理	○教育課程及び生徒数等に則した農場管理の推進 (農場規模、農場ICT化、農場日直)
部活動	○学校における部活動改革の推進 ○学校体育・文化関係団体との連携

#### 【 PTの実施体制 】



各PTにおける令和3年度の主な取組状況と今後の取組の方向性は、次のとおりです。

### ① 校務ICT化PT

	主な取組	今後の取組（方向性）
学校・保護者間のDXの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校と保護者間の連絡のデジタル化を実現するため、モデル校において、スマートフォンや1人1台端末を活用して、お知らせ・通知等のデジタル化の試行を行った。</li> <li>・県立学校において、職員室・事務室へのWiFi環境の整備を行った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・モデル校での試行等を踏まえて、令和5年度までに、全県立学校において、学校と保護者間の連絡（成績表等を含む）のデジタル化を実現する。</li> </ul>
校務支援システムの見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童生徒の成績・保健等を管理する教務支援システムについて、高等学校の学習指導要領改訂に伴う改修を完了した。</li> <li>また、特別支援学校へのシステム導入に係る令和4年度予算を確保した。</li> <li>・教員の服務管理システムについて、知事部局が今後実施するシステム改修と連携して見直しを行う方針を整理した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教務支援システムについて、令和5年度までに、全特別支援学校において本格運用を行う。</li> <li>・教員の服務管理システムについて、令和8年頃までを目途に、知事部局のシステム改修と連携して見直しを行う。</li> </ul>
文書事務の簡素化・効率化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県立学校における文書処理の効率化を図るため、教育庁から送付するメールの件名の記載ルール（文書の発信元、種別（通知、照会等）等の記載）を統一した。</li> <li>・上記ルールを活用して文書の受付け等を自動化するRPA（※）の導入に向けて、モデル校での試行のための令和4年度予算を確保した。</li> </ul> <p>（※）RPA（ロボティック・プロセス・オートメーション）＝ソフトウェア導入による定型作業の自動化</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・モデル校での試行等を踏まえて、令和5年度までに、全県立学校において、RPAを導入し、文書の受付け等の自動化や回覧の電子化等を行い、ペーパーレス化を実現する。</li> </ul>

### ② 学校徴収金PT

	主な取組	今後の取組（方向性）
学校徴収金事務の効率化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県立学校の学校徴収金システムの仕様・機能を検討し、システム試行導入のための令和4年度予算を確保した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校徴収金システムを導入し、モデル校等での試行実施・マニュアル作成等の環境整備を経て、令和5年度からの全校での本格導入を目指す。</li> </ul>

### ③給食費公会計化PT

	主な取組	今後の取組（方向性）
給食費公会計化の実現	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県立学校（特別支援18校、定時制2校）の給食費公会計化に向け条例を制定し、食材調達業務の効率化の検討を進めた。</li> <li>・市町村立学校については、市町村教育委員会に対し、各種会議で公会計化の進め方等を説明するとともに、県立学校における公会計化の状況等について情報提供を行った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・規則等の制定など、給食業務の民間委託への移行準備を進め、令和5年度からの県立学校における給食費公会計化を実施する。</li> <li>・市町村における公会計化の実施状況を把握しながら、導入に向けた支援等を行っていく。</li> </ul>



④ 課外PT

	主な取組	今後の取組（方向性）
早朝課外に頼らない個別最適な学びの実現	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 課外のあり方や個別最適な学びの実現について検討を行い、早朝課外の見直しについて各県立高校へ要請を行った。</li> <li>・ 各県立高校において、校長から職員に対して周知を行い、各学校において早朝課外見直し後の新たな学びについて検討を行った。</li> <li>・ 「一人一台端末」の活用を推進するため、ICTを活用した授業改善状況やオンライン学習ツール等の活用状況を把握した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各県立高校において、早朝課外見直し後の新たな学びについて検討を行い、授業改善と家庭学習の充実により生徒の主体的な学びの実現を図る。</li> <li>・ 個別最適な学び実現のための「一人一台端末」の活用方法を検討し、学習アプリや動画を活用した事前学習などの導入を行う。</li> <li>・ 生徒及び保護者等に対して、早朝課外見直し後の新たな学びや「一人一台端末」の活用について周知を行う。</li> </ul>

⑤ 農場管理PT

	主な取組	今後の取組（方向性）
教育課程及び生徒数に則した農場管理の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農場の適正規模について、農業関係学校との意見交換を行い、今後の農場の在り方等について検討・整理を進めた。</li> <li>・ 温室のICT化について、老朽化の状況を踏まえつつ、整備の方向性を整理した。</li> <li>・ 教職員の負担軽減を図るため、学科ごとに行っていた休日の農場管理に係る完全日直制の導入（学校全体で人員調整）や休日における搾乳作業の業務委託について検討を進めた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農場の適正規模化に向けて、削減対象地の選定及び売却手続きの検討を進めていく。</li> <li>・ 温室等の改修及び集約化について検討を進めていく。</li> <li>・ 土日祝日の搾乳作業の業務委託の実施や平日の負担軽減について検討していく。</li> </ul>

⑥ 部活動PT

	主な取組	今後の取組（方向性）
学校における部活動改革の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中学校の部活動については、2町で「休日の部活動の段階的な地域移行における実践研究」を開始した。</li> <li>・ 県立高校の部活動については、次年度から開始する「持続可能な部活動研究推進事業」の対象校を1校選定した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中学校の部活動については、「休日の部活動の段階的な地域移行における実践研究」を2町に加え、新たに県立中学校を1校指定した。実践研究での成果と課題を整理するとともに、今後国の方針等を受け、県内市町村に対して、部活動の地域移行についての方向性を示す。</li> <li>・ 県立高校の部活動については、研究の成果を県内の学校へ発信するとともに、学校規模に応じた部活動設置数の目安を提示し、各学校で部活動数の見直しに係る検討を進めていく。</li> </ul>
学校体育・文化関係団体との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中体連が主催する陸上大会について、「大会のあり方」に関する検討・協議を行い、県中体連評議員会において、秋から夏への開催時期の変更を決定した。</li> <li>・ 高体連については、会議数の削減や会議参加者の削減を行うとともに、高校総体開会式の規模縮小や地区大会の統合などの見直しを行った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和5年度からの中体連陸上大会の夏季開催に向けて、県大会・郡市大会の在り方や、移行した場合の共催大会等の在り方等について中体連と協議を進めていく。</li> <li>・ 高体連、高野連や高文連等の関係団体と、大会や開会式等の在り方について協議を進めていく。</li> </ul>

## 2 主な取組の状況

令和3年度の主な取組及び今後の取組の方向性（PTでの重点取組6項目を除く）については、次のとおりです。

★：プランにおける重点取組

### ① 勤務時間の適正管理等

	主な取組	今後の取組（方向性）
<p>上限方針の策定 ・周知徹底</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「熊本県立学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針」（R2.6月策定）の更なる周知のため、職員周知用チラシを新たに作成し、各県立学校職員への配布や校長会等での周知徹底を図った。</li> <li>同チラシを市町村教育委員会にも参考送付し、市町村立学校における周知を依頼するとともに、教職員の労働時間の削減や働き方改革への取組の推進を依頼した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>会議・研修等の機会を捉えて、引き続き、方針の周知徹底を図っていく。</li> <li>特に、方針等を未策定の市町村教育委員会に対して、教育事務所と連携しながら、地域の実情を踏まえた取組が進むよう働きかけていく。</li> </ul>
<p>タイムカード等による勤務時間の適正管理の推進及び上限方針周知による教職員の自己管理意識の向上</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県立学校については、管理職等を通じて、職員のタイムカード等による勤務時間の適正管理や上限方針について、周知徹底を図った。</li> <li>市町村立学校については、サービス監督権者である各市町村教育委員会から、毎月の超過勤務者数等の報告を受けて状況を把握するとともに、会議等の機会を捉えて、ICTやタイムカードによる勤務時間の客観的把握に努めるよう働きかけている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県立学校については、会議等の機会を捉えて、各職員の正確な時間に基づくICカードの打刻や記録表の入力の徹底について、引き続き指導していく。</li> <li>市町村立学校については、時間外在校等時間の縮減に向けた取組について、引き続き市町村教育委員会に働きかけを行っていく。</li> </ul>

## ② 教職員の意識改革

	主な取組	今後の取組（方向性）
★学校閉庁日の設定・拡大	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県立学校については、4日以上为学校閉庁日設定について通知し、全校において4日以上閉庁日が設定された。</li> <li>・市町村立学校についても、学校閉庁日の設定について対応を依頼し、全ての学校において学校閉庁日が設定された。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県立学校については、取組が維持されるよう、引き続き周知徹底を図っていく。</li> <li>・市町村立学校においても、十分な学校閉庁日が設定されるよう、引き続き働きかけを行っていく。</li> </ul>
★ノー残業デーの設定・拡大	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各学校に対して、ノー残業デーの設定・拡大について通知したほか、県内外のノー残業デーの設定、運用方法等を収集した業務改善事例集を定期的に配信した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、各学校の設定状況を把握しながら、機会を捉えて働きかけを行っていく。</li> </ul>
★部活動休養日の設定・拡大	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運動部活動については、県内すべての公立中学校・県立高校において、週2日（平日1日、週末1日）以上の休養日が設定されている。</li> <li>・文化部活動のあるすべての公立小中学校・県立高校においても、週2日（平日1日、週末1日）以上の休養日が設定されている。</li> <li>・なお、文化部活動については、部活動の指針が未策定の市町村教育委員会に対して対応を依頼した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・部活動の指針・方針に基づく適正な活動に取り組むよう、引き続き研修会等の機会を捉えて周知徹底を図っていく。</li> <li>・文化部活動については、未策定の市町村教育委員会に対して、策定に向けた働きかけを強化していく。</li> </ul>
★学校評価の評価項目に業務改善や教職員の働き方に関する項目を設定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県立学校については、全校において評価項目に業務改善や教職員の働き方に関する項目が設定され、各校の課題に応じた具体的な取組が進められている。</li> <li>・市町村立学校については、評価項目の設定について働きかけを行い、前年度を上回る学校で設定された（小学校94%、中学校91%）。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校評価の検証を踏まえ、助言や好事例の発信を行っていく。</li> <li>・市町村立学校については、評価項目の設定が促進されるよう、各教育事務所に対し例年より早く項目を示し、取組の充実に向けた働きかけを行っていく。</li> </ul>
アドバイザーによる働き方点検	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民間の経営コンサルタント等を働き方改革アドバイザーとして学校に派遣し、学校全体で業務改善を実践していくよう助言を行った（県立学校4校、市町村立学校12校）。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アドバイザーの派遣対象を市町村教育委員会まで拡大するなど、一層の活動推進を図っていく。</li> </ul>
好事例集の作成、先進的な取組の普及	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校での業務改善事例や働き方改革に係る県教育委員会の取組について、学校職員や教育委員会職員へ向け隔週でメール配信（KE-news）を行い、意識啓発を行った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、好事例の情報発信や業務改善事例集の充実を図りながら、啓発を行っていく。</li> </ul>

### ③ 人材の確保・活用

	主な取組	今後の取組（方向性）
★教職員定数改善	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県内の公立学校教員に係る加配や、市町村立中学校の学級規模の適正化に向けた35人以下学級のための定数改善について、国へ要望等を行った。</li> <li>・市町村立小学校の専科指導に対する加配を行い、きめ細かな指導の充実を図った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教員の加配等について、引き続き国に対し要望を行っていく。特に、指導方法工夫改善における加配数の維持について、強く要求を行っていく。</li> <li>・また、定年延長を見据えた定員管理計画の策定を進め、人材確保に努めていく。</li> </ul>
★専門的人材等の活用拡充の検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教員業務支援員（スクール・サポート・スタッフ）、特別支援教育支援員、スクールソーシャルワーカー（SSW）、スクールカウンセラー（SC）、部活動指導員、地域学校協働活動推進員などの専門人材の配置拡充又は継続配置を行い、教員の負担軽減を行った。</li> <li>・スクールロイヤーを派遣し、各学校におけるいじめ予防教育の推進や学校が抱える諸課題の解決支援を行った。</li> <li>・ICT機器の活用を推進するため、新たにICT支援員を配置し、全県立学校への巡回訪問やヘルプデスク対応を行った。</li> <li>・学力向上重点支援地域を指定し、地域の小中学校に対して学力向上アドバイザーを派遣することで、各学校の学力向上の組織的な取組や教職員の授業改善を支援した。</li> <li>・学級経営等に課題がある小中学校等に学級経営等アドバイザーを派遣し、指導助言を行った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教員業務支援員（スクール・サポート・スタッフ）をはじめとした専門人材等について引き続き配置拡充を図る等、教員の支援体制の充実を進めていく。</li> <li>・スクールロイヤー制度の周知が定着し、学校からの申請も増加傾向にあることから、今後も制度周知に力を入れるとともに、学校の相談等に迅速に対応できるよう弁護士確保に努めていく。</li> <li>・引き続き、ICT支援員によるサポートを行うとともに、新たに「GIGAスクール運営支援センター（学校ICT総合サポート）」を設置し、一人一台端末に係る家庭からの問い合わせ等へのサポート体制を強化していく。</li> <li>・学力向上アドバイザーについては、校内研修の改善・充実やアドバイザー同士の連携強化などにより、学校組織マネジメントにおけるアドバイザーの助言・支援の充実を図っていく。</li> <li>・学級経営等アドバイザーについては、より多くの学校へ派遣できるように、派遣回数やアドバイザー数の増員などを検討していく。</li> </ul>
★ボランティアの活用 (登下校の安全見守り、グラウンド整備、読み聞かせなど)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域学校協働活動推進員等を対象とした研修会を通して、教職員の働き方改革を踏まえた地域学校協働活動について、周知啓発を行った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・幅広い地域住民等が参画したボランティア活動が可能となるよう、研修を充実させるとともに、チラシや動画等を活用した周知・啓発を図っていく。</li> </ul>
★スーパーティーチャーによる指導	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県立学校では、デジタル教材の作成、オンラインによる校内研修など、ICTを活用し、自校及び他校の職員に対して指導を行った。</li> <li>・市町村立学校では、スーパーティーチャーが公開授業を行ったり、自校及び他校において指導したり、教科研究会等の講師として積極的に活動することで、教員の指導力向上につながった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スーパーティーチャーを計画的に増員し、県内の拠点校となる地域に配置していくとともに、スーパーティーチャー研修会等において活動に関する情報共有を図るなど、活動を推進していく。</li> <li>・市町村立学校では、スーパーティーチャーを計画的に増員し、教員の指導力向上を図り、児童生徒の学力向上を目指す。</li> </ul>

④ 業務の削減・効率化

	主な取組	今後の取組（方向性）
<p>★ICTを活用した 情報共有・会議等のペー パーレス化・文書管理、デ ジタル教材の活用</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県内すべての公立学校に一人一台端末が配備され、すべての子どもたちが各教科で活用できる環境が整った。</li> <li>・各学校におけるICT機器を効果的に活用した教育活動を推進するため、研修会の実施や実践事例の共有等を行った。</li> <li>・ホームページやeラーニングシステムを活用し、教職員研修や児童学習に用いるデジタルコンテンツを充実させた。</li> <li>・県立学校の全教職員に教師用端末を配備し、研修受講の申し込みや各種連絡等をオンライン化した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、各学校においてICT機器を活用した効果的な教育活動が推進されるよう、研修会の実施や実践事例の充実を図っていく。</li> <li>・引き続き、ICT機器を活用した学校業務のデジタル化、ペーパーレス化を推進するとともに、学校が求める研修コンテンツ等の更なる充実や利便性の向上を図っていく。</li> </ul>
<p>★テレビ会議システムによ る遠隔の会議・研修 ・eラーニングの推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・eラーニングシステムやテレビ会議システムを活用したリーダー育成研修を実施するとともに、各学校での遠隔授業やオンデマンドによる授業の支援を継続して行った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、テレビ会議システム等を活用したオンライン型研修の更なる充実を図っていく。また、ICTスクールサポート研修により、学校のニーズに合わせた遠隔授業等に関する助言等を行っていく。</li> </ul>
<p>★部活動指針・ 方針の徹底</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・すべての県立高校において、運動部・文化部ともに部活動の方針が策定されており、各種研修会等での方針に沿った活動について周知徹底を図っている。</li> <li>・文化部活動指針を未策定の市町村教育委員会に対し、指針の策定及び適正な部活動の実施について指導した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研修会等を通じ、今後も部活動の指針・方針に沿った活動となるよう引き続き周知徹底を図っていく。</li> <li>・引き続き、指針を未策定の市町村教育委員会に対して、指導を徹底していく。</li> </ul>
<p>★複数顧問制 の活用</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・部活動指導員の活用も含めた複数顧問制の推進を図るとともに、各学校へのアンケート調査等により、適正な部活動数について把握した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、部活動指導員の配置により支援を行っていくとともに、適正な部活動数について、学校規模に応じた部活動数の目安を示していく。</li> </ul>



⑤ 保護者等の理解促進

	主な取組	今後の取組（方向性）
★各種団体への行事の精選、大会の見直しなどの協力要請	・学校関係団体に対し、働き方改革推進プランに係る令和2年度の検証結果を送付するとともに、学校に対する調査や教職員を対象とした会議への参加・協力の見直しを依頼した。	・今後も、働き方改革推進プランの取組の進捗に関する検証結果を共有するなど、引き続き、機会を捉えて協力を要請していく。
★各校の学校運営協議会、PTA総会等への働き方改革取組状況の報告	・働き方改革取組チェックシートを活用して、各県立学校の取組状況を把握し、すべての県立学校において学校運営協議会等への報告が行われていることを確認した。	・各学校の取組が維持されるよう、引き続き学校への働きかけを行っていく。
保護者への部活動見学や講演会等の学校情報の積極的な提供	・部活動見学会や講演会・文化芸術行事等をホームページや学校だより等で積極的に公開することで、保護者の理解が進んだ事例などについて、改善事例集により各学校に継続的に周知した。	・引き続き、各学校の取組状況を把握しながら、学校の負担軽減に資する好事例の提供等により、取組を促進していく。

⑥ 教職員の健康サポート

	主な取組	今後の取組（方向性）
ストレスチェックによる健康リスクの把握、公立学校共済組合が実施するメンタルヘルス相談・メンタルケアサポートの周知	・公立学校共済組合が実施するメンタルヘルス相談やメンタルケアサポート等について教職員に周知するとともに、校長会議において、管理職も含めた積極的な活用を促した。	・会議・研修等の機会を捉えて、引き続き、周知・徹底していく。
衛生委員会の活性化、労働安全衛生法の周知	・県立学校に、労働安全衛生管理体制の整備充実に係る通知を発出し、職員への周知とともに、衛生委員会の体制整備・運営等の充実を図った。	・管理監督者及び衛生管理者を対象に、専門家（社会保険労務士、産業医等）による「働く環境づくり」に関する制度研修を開催する等、衛生委員会の活性化を推進していく。

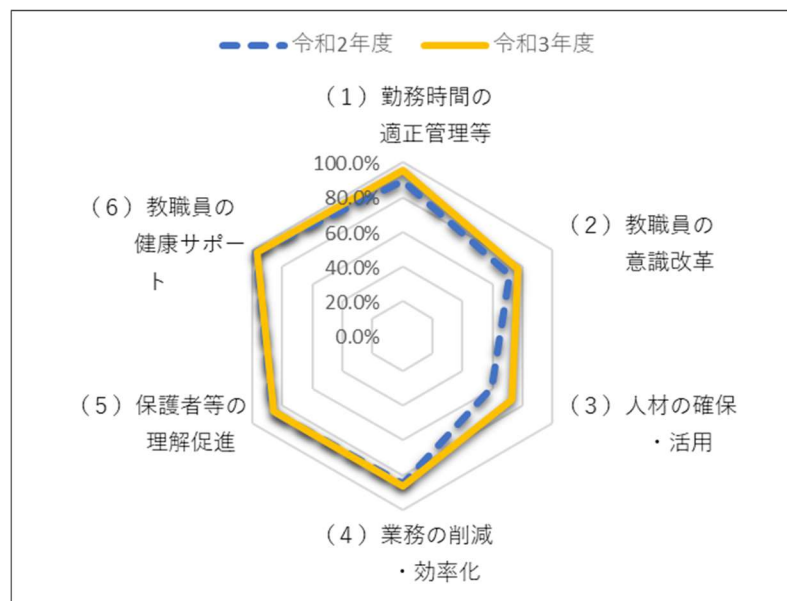
### 3 県立学校における取組状況

県立学校では、働き方改革取組チェックシートにより自校の取組状況のチェックを行い、県教育委員会に提出します。令和3年度における学校の取組状況は、次のとおりでした。

「(1) 勤務時間の適正管理等」「(4) 業務の削減・効率化」「(5) 保護者等の理解促進」「(6) 教職員の健康サポート」の取組は8割を超え、比較的高い割合でした。

「(2) 教職員の意識改革」については、全学校（県立）で4日以上の学校閉庁日が設定されるなど、取組が推進されました。

「(3) 人材の確保・活用」についても、72.7%の学校が取組を行っており、前年度より取組が広がりました。



### 【 令和3年度働き方改革取組チェックシート集計結果 】

方針	取組内容	達成度	平均
(1) 勤務時間の適正管理等	1 タイムカード等による勤務時間の適正管理及び自己管理	100.0%	95.8%
	2 勤務時間の割振りに関する検討の実施	94.0%	
	3 上限方針第4「学校が講ずる措置」について適切に実施（「No.4」の検証以外）	89.2%	
	4 時間外在校等時間の上限時間を超えた場合の課題の検証	100.0%	
(2) 教職員の意識改革	5 職員全体の働き方改革の意識を高めるための場の設定（校内研修など）	69.9%	77.1%
	6 年次有給休暇15日以上の取得促進★	44.6%	
	7 学校閉庁日の設定（4日以上）★	100.0%	
	8 ノー残業デーの設定★	75.9%	
	9 学校評価に業務改善や働き方改革に関する評価項目を設定及び全職員への周知★	100.0%	
	10 教職員のアイデアを活かした改革の推進（アイデア発表や共有の場の設定など）	72.3%	
(3) 人材の確保・活用	11 ボランティアの活用（登下校の見守り、読み聞かせ、給食指導員、清掃、業務支援など）★	22.9%	72.7%
	12 地域人材の活用（部活動指導員や外部指導者）	78.7%	
	13 スクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラーの活用	96.2%	
	14 スクール・サポート・スタッフ等の活用（教職員の負担軽減に繋がる業務を担う人材）	67.1%	
	15 若手教員等のサポート	98.8%	
(4) 業務の削減・効率化	16 ICTを活用した会議・研修の効率化（ゆうnetによる情報共有、テレビ会議システムの活用など）	95.8%	86.5%
	17 ICTを活用した教材や資料の共有化（授業準備の負担軽減）	94.0%	
	18 学校で設定した項目について、職員のアイデアを引き出す工夫を行いながら具体的な取組みの実施	80.7%	
	19 教務支援システムの活用★	80.2%	
	20 校務支援システムの活用	94.6%	
	21 留守番電話やメールなどによる時間外対応★	91.6%	
	22 学校行事の精選・見直し	88.6%	
	23 分掌事務のマニュアル化	75.3%	
(5) 保護者等の理解促進	24 部活動指針・部活動方針に沿った活動時間や休養日確保★	90.2%	86.0%
	25 特定の教職員に負担がかからない工夫（業務の平準化）	74.1%	
	26 働き方改革の取組に関する保護者向け協力依頼文書の発出	66.3%	
	27 保護者への部活動見学会や講演会等の学校情報の積極的な提供★	91.6%	
	28 学校運営協議会やPTA総会等における働き方改革取組状況の報告★	100.0%	
(6) 教職員の健康サポート	29 公立学校共済組合が実施するメンタルヘルス相談・メンタルケアサポートの周知	96.4%	97.0%
	30 衛生委員会の活性化、労働安全衛生法の周知	97.6%	

## IV 今後の展開

令和3年度については、各学校において、新型コロナウイルス感染拡大防止の取組を行いながら教育活動を行う中で、県内全ての公立学校に一人一台端末が配備されたことに合わせ、Wi-Fi等のインターネット環境を整え、授業や業務でのICTの活用や、専門人材・外部人材等を拡充するなど教職員の負担軽減に取り組んできました。

令和3年度の教職員の時間外在校等時間については、プラン策定時の数値（令和元年度の実績）に比べると着実に減少し、改善しているものの、国が指針として定めている上限月45時間を超える職員の割合は、県立学校が25.2%、市町村立学校が32.4%となっており、引き続き、学校の働き方改革に係る取組を進めていく必要があります。

また、令和3年度から新たに「働き方改革推進プロジェクトチーム」を設置し、重点的に取組を進めており、各PTにおいて、プランの最終年度である令和5年度における目標を設定しており、その目標を実現できるよう取組を進めていきます。

今後もより幅広い業務でICTの活用やシステム化などにより、学校現場におけるDXの推進という観点から業務の効率化を進めていくとともに、人材の確保・活用に取り組んでいきます。教職員一人一人も自らの働き方を見直し、日々の業務の中で働き方改革に取り組むことで、子供たちの充実した学びと教職員のワーク・ライフ・バランスの両立を推進していきます。